

改正

令和5年3月31日条例第11号

奈良市ポイ捨て防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者等の環境に対する美化の意識を高めるとともに、ポイ捨てによる空き缶等の散乱を防止することにより、美観の維持増進を図り、もって国際文化観光都市としての美観の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器（以下これらを「飲料容器」という。）、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすその他散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる場所を除く。）をいう。
- (7) 回収容器 飲料容器を回収するための容器をいう。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の特例)

第3条 この条例は、公共の場所におけるポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関して、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）に対する特例を定めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、ポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、ポイ捨ての防止に関する意識を高め、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納することにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その従業者に対してポイ捨ての防止に関する意識の啓発を行い、事業所及びその周辺における美化活動等により美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において空き缶等の散乱を防止するために必要な措置を講ずることにより美観の維持増進に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第8条 何人も、公共の場所にポイ捨てをしてはならない。

(美化促進重点地域の指定)

第9条 市長は、空き缶等の散乱を特に防止する必要があると認める地域を美化促進重点地域として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、これを告示するものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び変更について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第10条 美化促進重点地域において容器に収納した飲料を自動販売機により販売をする者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置するとともに、当該回収容器の機能が十分発揮されるよう適正に管理しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、期限を定め、必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(指導、命令及び公表)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定め、その勧告に従うことを命令することができる。

2 市長は、前項の命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

第13条 市長又はその指定する職員（以下「指定職員」という。）は、美化促進重点地域内において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を命令することができる。

2 市長又は指定職員は、美化促進重点地域外において第8条の規定に違反した者に対し、原状回復を指導することができる。

（報告の徴収）

第14条 市長は、第11条の規定の施行に必要な限度において、第10条に規定する飲料販売者に対し、回収容器の設置状況又は管理状況に関し必要な報告を求めることができる。

（立入調査）

第15条 市長は、第11条及び第12条の規定の施行に必要な限度において、指定職員に必要な場所に立ち入らせ、回収容器の設置状況又は管理状況に関し調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資格証明書の携帯等）

第16条 指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第18条 第12条第1項の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

第19条 第13条第1項の規定による命令に違反した者は、30,000円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（奈良市路上喫煙防止に関する条例の一部改正）

2 奈良市路上喫煙防止に関する条例（平成20年奈良市条例第52号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）